

(仮称) 新・琵琶湖文化館整備事業 競争的対話実施要領

1 目的

- ・ 県は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、個別に対話を実施します。

2 参加単位

- ・ 入札参加資格があると認められた参加グループ単位とします。
- ・ グループの全ての構成企業、協力企業の参加は義務付けませんが、代表企業は必ず参加することとします。
- ・ 参加者は事前に「競争的対話申込書」(様式1-4)により届け出た方とし、やむを得ない場合を除き、事前に届け出た参加予定者以外の方への変更は認めません。
- ・ 参加人数は現地での参加人数を12名以内とします。なお、WEB会議システムによる参加を妨げませんが、接続は入札参加者が自ら行ってください。

3 実施日時および場所

- ・ 令和5年2月6日(月)～17日(金)で実施し、1グループ当たり90分とします。
- ・ 日程、時間は、県と代表企業との間で調整します。参加を希望する代表企業は入札説明書「4(7)」を参照の上、参加申し込みを行ってください。
- ・ 会場は、滋賀県立琵琶湖文化館(滋賀県大津市打出浜地先)で行います。
- ・ 対話終了後に、希望により舎利供養の見学会を行います。

4 競争的対話実施者

(1) 入札参加者

- ・ 代表企業、構成企業、協力企業に所属する担当者(事前に届け出た参加希望者として)

(2) 発注者

- ・ 県事務局担当者、滋賀県立琵琶湖文化館学芸員、アドバイザー業務委託企業担当者

5 競争的対話の進め方(当日の運営)

(1) 時間の配分

- ・ 競争的対話の前後に以下のとおり、入室・説明準備、注意事項等説明および退室の時間を見込んでいます。
- ・ 入室・説明準備の時間が以下の想定時間を上回った場合には競争的対話の時間を短縮することで調整するため、速やかに入室および資料配布等の準備を行ってください。

入室・説明準備 2分間

注意事項等説明 2分間

競争的対話	85分間
退室	1分間

(2) 当日の進行

- ・全体の司会進行は滋賀県側で行います。
- ・対話の進め方は、以下のとおりです。
 - ①議題ごとに参加者が背景・趣旨、確認したい内容等の説明を行います（補足がない場合は確認事項の説明は不要です。）。
 - ②滋賀県から、説明された背景・趣旨、確認したい内容等に対して確認、質問等を行います。
 - ③議題ごとに滋賀県から応答します。
 - ④それを受けた再度の質疑応答を行います。
 - ⑤次の議題に移ります。
- ・参加者間の公平性の確保を図るため、質疑応答の途中であっても予定時間を経過した時点で、対話は終了します。ただし、議題ごとの時間制限は設けません。

6 留意事項

- (1) 競争的対話への参加は義務ではありません。また、競争的対話への参加の有無は、最優秀提案者を選定する際の審査に影響しません。
- (2) 競争的対話では、県は、参加者から事前に提出された「競争的対話の議題」（様式1-5）について、要求水準を満たすものであるか否かについて回答しますが、提案内容の優劣などについて個別のアドバイス等はいりません。なお、回答に確認を要するものについては、後日の回答とする場合があります。
- (3) 「競争的対話の議題」に記載がない議題や、「競争的対話の議題」に記載があっても、時間内に対話が行われなかった議題については、原則として回答を行いません。
- (4) 対面・口頭による意見交換を原則としますが、県および参加者相互の意思疎通を円滑にするために、参加者が競争的対話の場で、図や資料等を書面で提示することは可能とします。ただし、その場合は「競争的対話申込書」と同時に電子メールで事前に提出してください（資料はPDF形式としてください。）。
- (5) 図や資料等を配布する場合は、滋賀県分の資料を15部持参してください（参加者分は、必要部数を適宜用意してください。）
- (6) 当日競争的対話の席上で、参加者が新たな図面、資料等を配付することは認めません。ただし、事前に提出された資料と同一であれば、拡大した図面、資料等のパネル等を持ち込むことは妨げません。
- (7) パソコン、プロジェクター等を用いた説明は認めません。
- (8) 対話中は、応募者等の企業名等が特定できるような表現及び対応はしないでください（企業名等の記載された資料については、配付を認めません。）。
- (9) 特別な理由がない限りの入退室、携帯電話等の通信機器およびカメラ等の記録媒体の使用は認めません。ただし、録音機の使用は認めるものとします。
- (10) 参加者は、令和5年2月20日（月）午後5時15分までに、「競争的対話の実施結果」（様式1-

6) に、競争的対話の内容および結果について敬体(です・ます体)で記録し、電子メールで県に提出してください。提出先は、入札説明書「4 (2)」の提出先と同一とします。県は、参加者が作成した「競争的対話の実施結果」について確認を行った上で、競争的対話の結果公表のために使用します。また、提出された記録の内容に関して、記載趣旨を明確化するため、問い合わせや修正依頼等を行うことがあります。

- (11) 競争的対話の結果は、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、競争的対話の実施後、令和5年2月28日(火)(予定)にホームページで公表します。
- (12) 競争的対話における県の回答は、ホームページで公表した内容を正式回答とします。
- (13) 対話当日は、各自名刺をお持ちください。
- (14) マスク着用でのご参加をお願いします。
- (15) 体調不良の場合は、ご参加をお控えください。
- (16) 対話終了後は、速やかに解散いただくよう、ご協力をお願いします。

7 対話当日の緊急連絡先

- ・対話当日に緊急の連絡が必要になった場合は、下記連絡先にご連絡ください。

滋賀県立琵琶湖文化館

電話：077-522-8179